

子どもを預かってほしい時

一時預かり事業

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時の保育を実施します。(ただし、実施保育園等が通常の利用定員に満たない場合の利用となります。)

◆対象児童 利用する年度の4月1日現在、満1歳以上の児童



●理由事由・利用期間

世帯区分	区分	利用事由	利用期間
町内 居住世帯	非定型的保育児童	保護者が労働、職業訓練、就学等の事由により、平均週3日程度家庭における育児が困難となる児童	週3日かつ1月に14日以内
	緊急保育児童	保護者が傷病、出産、災害、事故、看護、介護、冠婚葬祭その他社会的にやむを得ない事由により緊急又は一時的に家庭における育児が困難となる児童	週3日かつ1月に14日以内で2月までを限度とする
	私的理由による保育児童	保護者の育児疲れの解消その他私的な事由により一時的に保育が必要となる児童	週3日かつ1月に14日以内
町外 居住世帯		町内に居住する親族の傷病の看護のために一時的に町内に滞在し、児童を保育できない場合	週3日かつ1月に14日以内で2月までを限度とする
		出産のため町内に居住する親族のもとに里帰りし、かつ、入院等のため児童を保育できない場合	
		前に準ずると認められる場合	

●利用料

年齢及び利用時間の区分		利用料(1日につき)	備 考
3歳未満児	4時間以内	1,200円	利用者の希望により給食を実施する場合には、利用料とは別に300円かかります。
	4時間超	1,800円	
3歳以上児	4時間以内	900円	
	4時間超	1,500円	

※町内居住世帯で生活保護世帯、住民税非課税世帯、ひとり親世帯、在宅障がい者(児)がいる世帯の方は減免制度があります(給食費は免除対象外)。

●実施場所・問合せ 海の子保育園、小鳩保育園

ファミリーサポートセンターにおける病児預かり

子どもの軽度の病気のと看、臨時的に子どもを預かる活動を実施しています。(詳細P.28)